

船橋市産後ケア事業のご案内

船橋市では、出産後、ご家族等から十分な支援が受けられず、心身に不調がある・育児等に不安があるなど、特に育児支援を必要とする方を対象に、船橋市産後ケア事業を実施しています。

【利用できる方】 下記すべてに当てはまるお母さんと赤ちゃんが対象となります。

(宿泊型は生後4か月未満、通所型は生後1年未満)

1. 船橋市に住民票のある方
2. ご家族等からの支援を受けられない方
3. お母さんの育児への不安や体調不良のある方

※医療が必要な方は対象になりません。

産後ケア利用中に医療が必要になった場合は、利用を中止していただく可能性もあります。

【内容】

○母体ケア（健康状態のチェック、産後の生活のアドバイス、心身のケア）

○新生児（乳児）のケア（健康状態、発育など）

○授乳・沐浴等の育児指導（乳房ケア含む）

○育児相談



【利用料金（消費税はかかりません）】

		宿泊型		通所型
対象者		生後4か月未満		生後1年未満
自己負担額	単位	1泊2日	以降1日加算	1回（6～7時間）
	課税世帯	5600円	2800円	2000円
	多児加算	1400円	700円	400円
食事（産婦）		朝・昼・晩		昼
利用上限		合算7日以内（宿泊型のみの利用の場合最大6泊7日）		

※生活保護世帯・市民税非課税世帯には利用者負担額の減免があります。

※利用可能期間は施設によって異なります。下記表を参照してください。

※入退所時間は施設によって異なります。1日は0時から24時とし、宿泊型の場合、滞在時間が半日の場合でも1日とみなします。

【実施施設・受け入れ体制・利用可能期間】

施設名	住所	宿泊型			通所型			利用可能期間
		実施	他院分娩	多胎	実施	他院分娩	多胎	
愛育レディースクリニック	習志野5-8-16	○	—	○	○	○	○	生後4か月未満
北原産婦人科	習志野台2-72-7	○	○	—	○	○	○	生後4か月未満
共立習志野台病院	習志野台4-13-16	○	—	○ 双胎まで	○	—	○ 双胎まで	生後4か月未満
船橋市立医療センター	金杉1-21-1	○	—	—	—	—	—	生後2か月未満
船橋二和病院	二和東5-1-1	○	—	—	—	—	—	生後2か月未満
山口病院	西船5-24-2	○	○	○	○	○	○	生後4か月未満
船橋青い空こどもクリニック	米ヶ崎町651-1	—	—	—	○	○	○	生後1か月～1年未満

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受け入れを制限している施設があります。



【利用の流れ】

流れ	詳細
① 利用の相談	利用を希望する方はまず保健センター・地域保健課にご相談ください。 ※利用開始日より2週間前までにご相談下さい。産前の相談も可能です。
② 事前調査	地区担当保健師が訪問をします。 希望理由、ご家族の状況等についてお伺いいたします。
③ 仮予約	地区担当保健師より施設へ利用希望と情報提供のご連絡をさせていただきます。 その後、ご本人から施設へ連絡を入れて仮予約を取っていただきます。
④ 申請	予約が取れたら、船橋市産後ケア事業利用申請書をご記入いただき、申請してください（郵送可）。
⑤ 利用の決定	利用申請書に基づき審査した結果、利用承認（不承認）決定通知書を発送します。
⑥ 利用	◆宿泊型◆ 出産後、利用する施設に利用開始日を連絡し、産後ケアを利用してください。 ※予定日を超過する場合もその旨を産前に利用施設に連絡してください。
	◆通所型◆ 出産後、利用する施設に利用日を連絡し、産後ケアを利用してください。 利用日が複数日ある場合は、必要時、利用日の調整を直接施設としてください。
⑦ 利用料の支払い	利用後、施設に自己負担分の利用料金をお支払いください
⑧ 事後状況確認	地区担当保健師からご連絡（電話または訪問）し、利用後お困りのことがないか、お伺いします。その後も安心して育児ができるよう、支援させていただきます。

※日数の変更や利用を中止する場合は、決定通知書と併せて送付する変更申請書の記入提出をお願いします。

※空きベッド利用の事業のため、医療優先の原則に基づき利用日の変更・中止になる場合があります。

～利用者の声～



授乳について丁寧に
教えてもらうことができました！

家で一人だと不安だったので
利用して良かったです。



【お問い合わせ先】

中央保健センター	TEL047 (423) 2111
東部保健センター	TEL047 (466) 1383
北部保健センター	TEL047 (449) 7600
西部保健センター	TEL047 (302) 2626
地域保健課 母子保健係	TEL047 (409) 3274

R4.6.15

